

イエスカルタ®による治療を受ける患者さんとご家族へ
知っておきたい医療費のおはなし

高額療養費制度を中心に



もくじ

はじめに …… 3

高額療養費制度とは
どのような制度ですか? …… 4

高額療養費の申請方法について
教えてください …… 5

高額療養費の自己負担限度額について
教えてください …… 6

高額療養費の75歳以上(後期高齢者)の
自己負担限度額について教えてください …… 8

ほかに
役立つ制度はありますか? …… 10

公的制度、支援のしくみを
活用するために …… 11

出典・参考資料:

高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から)(PDF)(厚生労働省保険局)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf>(2023年5月15日に利用)

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて(お知らせ)(PDF)(厚生労働省・警察庁・消費者庁)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000977090.pdf>(2023年5月15日に利用)

国立がん研究センター がん対策情報センター:がん情報サービス「がんとお金」

<https://ganjoho.jp/public/institution/backup/index.html>(2023年5月15日に利用)

はじめに

がん治療などでは、医療費(薬剤費、診察費、検査料など)が高額になることがあります。そのようなときに知っておきたいのが高額療養費制度です。

本冊子では、イエスカルタによる治療を受ける患者さんご家族の方に、高額療養費を中心とした医療費の負担を軽くする公的制度の概要をご紹介します。

医療費の公的制度に関しては、公的医療保険の種類によって、高額療養費制度や、付加給付など健康保険組合独自の制度など、利用可能な制度が複数ある一方、聞き慣れないしくみが多く、手続きをするのも大変なことと思います。

この冊子の情報が、少しでも患者さんご家族のみなさんのお役に立てば幸いです。

医療費や経済面でのお悩みや困りごとは、医療機関内のがん相談支援センターや、医療支援相談室などに相談することも可能です。

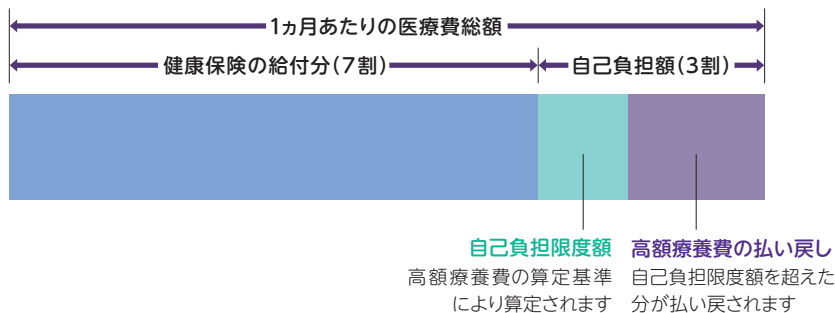
なお、本冊子に記載されている内容は、2023年5月時点の情報をもとに作成されています。制度の改正に伴い、冊子内に記載されている金額や対象などが変更になることもありますのでご注意ください。



高額療養費制度とは どのような制度ですか？

医療機関や薬局の窓口で支払った1ヵ月(1日～末日)の医療費が一定の限度額を超えた場合、その差額分が払い戻される制度*1です。申請すれば誰でも払い戻しを受けることができ、限度額は、年齢や所得に応じて決められています。世帯合算*2や多数回該当*3などを利用すれば、さらに負担が軽くなる可能性があります。ただし、差額ベッド代や食費、先進医療などは対象になっていません。

イエスカルタによる治療は先進医療に含まれていませんので、高額療養費の対象になります。



*1 限度額適用認定証などの提示により窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることができます。

*2 世帯合算

同一月に複数の医療機関での受診や同じ公的医療保険に加入している世帯内の自己負担額を合算することができます。ただし、69歳以下の方については、自己負担額が21,000円以上のものが合算の対象です。

*3 多数回該当

過去12ヵ月以内に3回以上高額療養費制度を利用すると、4回目以降の自己負担限度額が下がります。



高額療養費の申請方法について 教えてください

あらかじめ健康保険組合などに申請して「限度額適用認定証」の交付を受けておくと、医療機関ごとの支払いを自己負担限度額にとどめることができます。詳細は、医療機関の医療支援相談室や、下表を参考にご自身(ご家族)が加入している公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

事前申請*4

限度額適用認定証*5を入手

認定証は申請が受け付けられた月の1日から有効で、有効期限は最長1年間

医療機関での支払い時に以下を提示

「限度額適用認定証、健康保険証」又は
マイナンバーカード*6

*4 年齢や所得によっては不要場合があります。

*5 非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」。

*6 マイナンバーカードを健康保険証利用する場合、限度額適用認定証は不要です。

事後申請

医療機関での支払い後、
各健康保険に応じた
必要書類(支給申請書)を入手

加入している公的医療保険の
窓口へ支給申請書を提出
(オンライン・郵送)

公的医療保険の種類

保険の種類	被保険者	保険者	窓口
健康保険組合	大企業の会社員とその扶養家族	健康保険組合	各健康保険組合
協会けんぽ	中小企業の会社員とその扶養家族	全国健康保険協会	各都道府県支部
国民健康保険	75歳未満の被用者*7に 加入していない方	各都道府県 各市区町村	各市区町村の窓口
船員保険	船員とその扶養家族	全国健康保険協会 船員保険部	全国健康保険協会 船員保険部
共済組合	公務員、私立学校教職員と その扶養家族	各共済組合	各共済組合
後期高齢者 医療制度	75歳以上の方、65歳以上75歳未満で 一定の障害がある方(要認定)	後期高齢者医療 広域連合	各市区町村の窓口

*7 労働者とその扶養家族

高額療養費の自己負担限度額について 教えてください

自己負担限度額は、年齢と所得に応じて決められており、以下のルールが適用され

自己負担限度額の 計算のルール

- 暦月ごと(1日から末日まで)
- 医療機関ごと(同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来は)
- 2つ以上の医療機関を受診した場合は、それぞれの病院で処方箋の発行元の医療機関の自己負担額と合算できる)
- 公的医療保険が適用される範囲に限る



69歳以下の場合

負担割合	適用区分	ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目以降 ^{※2}
3割	年収約1,160万円以上 [健保] 標準報酬月額83万円以上 [国保] 旧ただし書き所得901万円超	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	年収約770～約1,160万円 [健保] 標準報酬月額53万円～79万円 [国保] 旧ただし書き所得600万円～901万円	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	年収約370～約770万円 [健保] 標準報酬月額28万円～50万円 [国保] 旧ただし書き所得210万円～600万円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	年収～約370万円 [健保] 標準報酬月額26万円以下 [国保] 旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
	オ 住民税非課税者	35,400円	24,600円





ます。

別計算)

別計算(ただし、院外処方箋による薬剤費などは、



70～74歳以下の場合

負担割合	適用区分	ひと月の上限額		4回目以降 ^{※2}
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
3割	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%		140,100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%		93,000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%		44,400円
2割	一般 課税所得 145万円未満の方 ^{※1}	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
	住民税非課税 Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含む

※2 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となり、上限額が下がる

高額療養費の 75歳以上(後期高齢者)の自己負担限度額



75歳以上の場合

負担割合	適用区分	ひと月の上限額		4回目以降 ^{※2}
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
3割 現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%		140,100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%		93,000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%		44,400円
2割 一般	Ⅱ 課税所得 28万円以上でかつ 年金収入+その他の合計所得 金額が以下の方 単身世帯: 200万円以上 複数世帯: 320万円以上	6,000円+(医療費- 30,000円)×10% ^{※3} または18,000円の いずれか低い方 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
	Ⅰ 課税所得 145万円未満の方 ^{※1}	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
1割 住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含む

※2 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となり、上限額が下がる

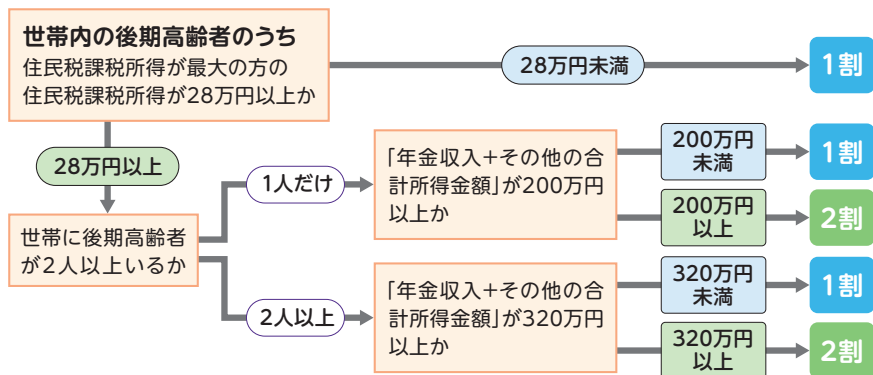
※3 窓口負担割合が2割になることに伴う令和7年9月30日までの配慮措置

について教えてください

後期高齢者(75歳以上)の窓口負担割合の変更について

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となりました。

2割の対象となる方



- 「住民税課税所得(住民税課税標準額)」は、収入金額から必要経費等を差し引いた所得金額から地方税法上の各種所得控除を差し引いて算出します。詳細については、お住まいの市区町村の住民税担当へお問い合わせください。
- 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

配慮措置

窓口負担割合2割となる方は、令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)、1ヵ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

計算例：1ヵ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口自己負担1割のとき①	5,000円
窓口自己負担2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し等③(③-④)	2,000円

配慮措置

1ヵ月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

ほかに 役立つ制度はありますか？

付加給付

健康保険組合などでは、独自に1ヵ月における医療費の自己負担限度額を定めている場合があります。これを付加給付制度といい、1ヵ月間に支払った医療費が健康保険組合などが決めた上限額を上回った場合に、超えた部分の医療費が払い戻されます。

上限額は加入している健康保険組合によって異なりますが、厚生労働省が指導している金額は2万5,000円で、それに近い金額が設定されています。

取り組み方は健康保険組合によって異なりますので、加入している健康保険組合に確認されるとよいでしょう。

医療費控除

1年間(1月1日～12月31日)に患者さんまたはご家族(生計を一にする親族)が支払った医療費が一定額を超えた場合、超えた分が医療費控除となり、確定申告をすると税金が還付される制度です。

医療費控除の対象となる医療費の合計金額は、10万円または総所得金額の5%のいずれか低い方の金額が最低限度額と定められており、それを超えた金額が医療費控除として扱われます。

高額療養費と異なり、治療のためのマッサージなどの保険適用外の医療費や通院時の交通費なども控除の対象となります。

詳細は、国税庁のホームページなどでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/>



公的制度、支援のしくみを 活用するために

治療がはじまるまでのあいだに、活用できる公的医療保険や支援のしくみを確認しておくといよいでしょう。

あらかじめ主治医などに、必要な検査や治療について話を聞き、およその医療費を知っておくことも重要です。

治療費が高額になる場合には、本冊子で説明した「高額療養費制度」など活用できる公的制度がないか、医療機関内のがん相談支援センターや、医療支援相談室などに確認しておくとい安心です。必要となる前に、あらかじめ調べたり確認しておくといざというときに役に立つでしょう。

また、ご自身で入っている民間の生命保険や医療保険などから、給付がどれくらい下りるのか、そのために必要な手続きはなにか、などを整理しておきましょう。

医療機関や療養生活における支払いの明細書や領収書などは、あとから必要になりますので、ご家族の分も含めてきちんと保管しておくことが大切です。

手続きした内容については、ファイルなどに整理して記録を残しておくようにしましょう。



わからないことがあったら、お気軽に医療機関内のがん相談支援センターや、医療支援相談室にお問い合わせください。

また、下記サイト「がん制度ドック」では、がんと診断された方が受けられる可能性のあるお金に関連した制度を一括して検索できますので、参考にしてください。

<https://www.ganseido.com>

イエスカルタ.jpのご案内

イエスカルタ.jpでは、再発・難治性のLBCL(大細胞型B細胞リンパ腫)と向き合う患者さんご家族の方に、CAR T細胞療法製品であるイエスカルタとその周辺情報をお届けしております。

イエスカルタによる治療を受ける
患者さんご家族のためのサイト

<https://www.yescarta.jp/patients/>



ギリアド・サイエンシズ株式会社

イエスカルタ®はKite Pharma, Inc.の登録商標です。